

フィリピンの住民自治組織・バラングイの機能と地域社会 首都圏近郊ラグナ州村落の住民生活における役割

後藤美樹*

The Functions of Village Organization “Barangay” and Local Society of the Philippines:

A case Study of One Village of Laguna

GOTO Miki*

Abstract

This paper attempts to analyze the role of village organization BARANGAY in local life of one village in Laguna province that is near to Metro Manila. Barangay is the name of the native organization that existed in pre-Spanish era, and was revived by Marcos under Martial law in 1970's. This paper tries to show how the Philippines local society was formed and transformed through discussion on function of barangay.

The author classified the barangay function into two: Formal Function and Informal Function. The one is the function as a smallest political unit and provided in the law. The other is traditional and social function. The barangay has formal function to maintain all aspects of local life such as; to keep well-being of residents, maintain of infrastructure, health & sanitation, protection of the environment of local society, keep peace and order of community, gathering fund for activities. The captain and officials of barangay plays an important role to help residents and support community so informal function is still active.

The Philippine local society was not cohesive and the establishment of the barrio(former association of barangay) and barangay brought cohesiveness of local society. The function of barangay has been changing into formalized, and the organizational characteristic of barangay has been becoming more local government. Thus the author predicts that the more and more duties and formal functions are invested with barangay under decentralization, thus the informal function will be transited to another peoples organization and NGOs.

はじめに

1. 問題の所在

フィリピンのバラングイ (Barangay) は、先植民地期に存在した社会集団であり、70

年代独裁体制を確立したマルコスによって、住民自治組織として「復活」させられたものである。

住民の地域生活を維持するために、バラングイ組織がいかなる役割を果たしている

* 名古屋大学大学院国際開発研究科 博士課程

写真1 共同清掃・バヤニハン



村の美化は、バラングイ組織の重要な活動のひとつ

かについては、町内会との比較を試みる比較社会学的な研究¹⁾や、行政学²⁾・開発学的な視点³⁾などから考察されている。しかしながらバラングイ主体の開発プロジェクト実践への政策提言の提示や活動実態の記述にとどまっており、バラングイ機能について体系的に論じた研究はいまだになく、またフィリピン地域社会の特質を明らかにするために、バラングイの機能そのものが対象として取り上げられることはなかった。

長坂格は、フィリピン地域研究のアプローチからバラングイを捉えるためバラングイの形成過程を明らかにし、これが自然発生的な住民組織ではなく政府によって設置され「上から」導入された住民組織(中野・長坂 2000:90)であり、バラングイ制度が「分権化(decentralization)」拡大政策に位置づけられてきたため権限が拡充され、さまざまな機能が与えられてきているとした(長坂 1998)。

フィリピンをはじめとする東南アジアの低地農村社会においては、凝集性の高い地域集団は存在せず組織単位での相互扶助の慣行は発達せず、自然村としてのまとまりは非常に弱い。ところが、マニラ首都圏におけるバラングイ活動を観察した大坪省三

らは、「他律的に枠付けられたバラングイの区域だが、新たに加わったバラングイの諸組織が積み重ねられて(中略)新たな地域社会を形成した」とし、(大坪 1987:335)バラングイ組織の導入によって地域社会がまとまりをもちつつあるという仮説を提示している。

そこで本稿はこうした大坪の仮説に検討を加えるために、バラングイ組織はいかなる機能を有しているのか、さらに分権化の推進のもとでいかにバラングイ機能が拡大しているのかを明らかにする。こうしたバラングイ組織の機能の変容に加えて、バラングイ組織が地域生活のどのような諸側面に関わっているのか、いかなる貧困、衛生、生活環境の不備などの開発問題や地域課題に対応⁴⁾しているのか、といったバラングイ機能がかかわる生活領域を明らかにし、これらの課題を通して、フィリピン地域社会の成立とその変容について考察するのが本稿の目的である。

2. バラングイ機能の種類と定義

上述のように政府によって設置されたバラングイ組織であるが、これが法制度に定められた役割のみを果たしていればいいわけではなく、慣行的に果たしてきている機能や社会的に期待されている役割があることが、活動実態を明らかにした先行研究から散見できる。

アグバヤニとシンパス(Agbayani& Simpas 1962)による調査報告書は、バラングイの前身組織とされるバリオ(Barrío)組織が担うすべての機能について、法律に規定されないものをも含めて整理したものである。アグバヤニらは、1950年代バリオに関する

法律の施行状況を明らかにバリオ政策やコミュニティ・ディベロップメント計画への政策提言を行うため、ラグナ州のロスバニョス (Los Banos) 市における4つのパイロット地区にあるバリオ組織の活動実態を聞き取り調査や参与観察から明らかにした。

アグバヤニらは、バリオ長や評議員が法律に定められた「法的 (statuary)」な機能ばかりでなく、「社会的な期待に応えようとするもの」や「伝統的」な機能を担っている (Agbayani & Simpas 1962 : 30) とする。

「法的機能」はバリオ憲章においてバリオの評議会、バリオ長などの役職者がそれぞれ果たすとして規定されている業務であり、バリオ村民の福祉向上、条例の制定、衛生活動などである。アグバヤニらはこれ以外に、上位自治体の「使い走り (errand boy)」の仕事や、選挙の時に住民に投票を促すこととした。またこうした法的な機能ばかりでなくバリオ長や評議員は、立候補者の集票活動を行う「リデル (lider)」の役割を担うこともある。

他方、バリオ長やバリオ評議員の「社会的機能」とされるものは、法律に定められていないもので一時的な住民の要求に応える機能であるとする。村内に発生した揉め事の解決や住民の違法行為のみみ消しなど、村落住民の緊急事態に対応することなどである。他方「伝統的機能」は、法に規定はないが既にバリオの役割として人々に広く認知されるものであり、町長や国会議員などから財政支援を依頼すること、フィエスタ (Fiesta) とよばれる祭祀行事⁵⁾への援助や運営、バリオ住民と町議員とを仲介する機能としている (Agbayani & Simpas 1962 : 32-33)。

アグバヤニらが財政支援の依頼を行う活動を「伝統的」としているように、バリオ長が農道や橋の予算を求めて大統領府に行列をなすという実態がさかんにみられているとしている (長坂 1998 : 94)。「リデル」は、英語のリーダーを語源とし集票の役割を担う人物を意味し、ホルンスタイナー (Hollnsteiner 1968 : 41, 91-94) が初めてその実態を明らかにしたが、バリオ長の役割が、住民と政治家などと自分を支援してくれる人の仲介 (intermediary) (Hollnsteiner 1968 : 80-82) の役割もホルンスタイナーによる。バラングイの集票機能の指摘は大坪・池田 (1987) などにみられており、重要な活動とみなされている。

そこで以下本稿では、法制度に規定されるバラングイ機能を「フォーマル機能」とし、法制度には規定されず、これまで慣行的に果たしてきた役割や制度には規定されていない社会的な機能を「インフォーマル機能」⁶⁾とする。

以下節で、現在の制度上のバラングイ機能について述べるとともに、アグバヤニらの調査の実施される以前、バリオの法整備の進んだ30年代のバリオから現在までの機能と制度の拡大過程を概観する。節で事例となったマニラ首都圏に近接する村落社会の住民生活の様相を、A村における地域問題を中心に明らかにする。節で事例村のバラングイの活動実態を明らかにし、節でバラングイ活動がA村バラングイに対応しているのか、また住民のバラングイ活動との関わりと住民の意識について考察する。

バラングイ制度⁷⁾

1. バラングイの歴史

(1) 先スペイン期からバリオ

16世紀フィリピンを植民地化したスペイン当局は、バラングイ住民を強制移住させて区画整理を行い、末端の行政単位をバリオとした。この先スペイン期の社会集団「バラングイ」と、本稿が対象とするバラングイの間には組織としての連続性はなく、伝統的社会集団のバラングイは、植民地支配のいずれかの時期に消滅したと考えてよい。

20世紀初頭スペインにかわってフィリピンを支配した米国は、末端単位としてバリオを引継ぎ1930年代になってバリオ単位で評議会が設置される。1931年の法令3861号では、バリオ評議会は町の下請け機関としての機能しか持たなかった。

ところが50年代以降、バリオをコミュニティ・ディベロップメント(CD)計画の実施主体としようとした政府関係者などによって分権化推進の雰囲気を作られ(長坂1998: 94, 100) バリオの権限を大幅に拡大していく動きがみられ1959年のバリオ憲章(共和国法第2370号)において、町や州、国の事業実施の補助、各種の公共施設の管理主体となることや、住民の福祉向上、青少年の非行防止の活動を行うことなど、現在のバラングイの主要な機能が規定される。住民の意思表示の場である全体集会の設置や、役員の公選もこの法律に規定され、バリオは「準地方自治組織」(quasi municipal corporation)と明記された。

(2) マルコス期

バリオ重視の姿勢は1969年に大統領に就

任したマルコスにも引き継がれ戒厳令期においてバリオを再編成⁸⁾し、先スペイン期の社会集団「バラングイ」と呼びかえる。戒厳令期下では、全体集会における国民投票の実施、米や石油の配給、政府プログラムの実施など行い、バラングイはフィリピン国民動員の単位となった。

こうしてバラングイ組織は、マルコス体制を支える住民支配の装置となったが、これまでの政権と同様、地方自治におけるバラングイの役割を重視する。戒厳令翌年の1973年に憲法が公布され、憲法の規定にもとづいて1983年地方政府法(国民議会法第337号)が制定される。

憲法公布から地方政府法公布までの間に、1975年に青少年によって構成される青年会を設置(大統領令第684号)、1978年にバラングイ司法制度(Katarungan Pambarangay/共和国法第1508号)、その他の自警団の原型となるバラングイ行動隊(barangay brigade)や連合組織などが導入などバラングイについてさまざまな法的措置がなされ、新たな活動や任務を担うようになり、これらの法措置はすべて上述の地方政府法に盛り込まれた。

ここで指摘しておきたいのは、それまでインフォーマルにバリオの役職者が行っていたとされる、村内に発生する紛争を解決する権限と、上位の自治体や資産家への活動資金を依頼する活動を実施する権限がこの時期に認められ、上述の地方政府法に規定され制度化されていることである。

こうしてマルコス期においては、これまでの上位自治体の補完業務や条例の制定など行政的・立法的な活動に加えて司法機能を付与され、マルコス期に成立した組織構

成は現在まで継承されている。

(3) ポストマルコス期

マルコスを無血の革命によって打倒して成立したアキノ政権は、バランガイ制度を温存する。マルコス政権のシンボルとであったバランガイを廃止しなかったのは、分権化の拡大政策に位置づけられ、その存続に正当性を与えられたからにほかならない。

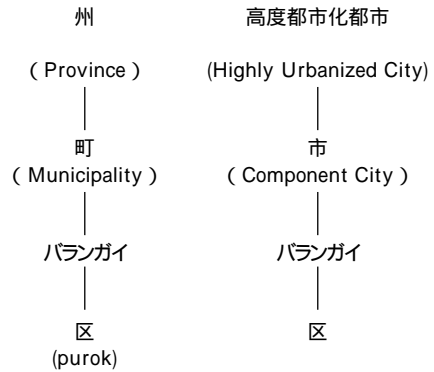
1987年に発布された憲法においても、旧憲法と同様地方自治の重要性が強調されており、アキノ大統領の任期最終年である1991年、再び地方政府法（共和国法第7160号、以下新地方政府法と記す）が施行される。この新地方政府法は83年地方政府法よりもさらに地方政府の権限を拡大することを目指したものである。改正点のひとつが地方政府への内国歳入割当金の配分を増加であるがバランガイには内国歳入分の2割を割り当てられるようになった。

バランガイの任務や役割については、すべてマルコス期に成立したものを踏襲したほか、マルコス政権下に試験的に実施されていたプライマリ・ヘルス・ケア（地域医療）活動をバランガイで担うことを規定した法律（共和国法7883号）が1995年に施行され、バランガイは保健・衛生行政をも担うことになった。

2. バランガイ制度とその機能

現在バランガイ組織は、フィリピン行政の末端に位置づけられている（図1）。バランガイは、第一に行政、立法、司法の領域にまたがる機能を有しており、第二にバランガイは評議会（Sangguniang Barangay）、調停委員会（Lupong Tagapamayapa）、自警団（Barangay Tanod）、青年会（Sanggu-

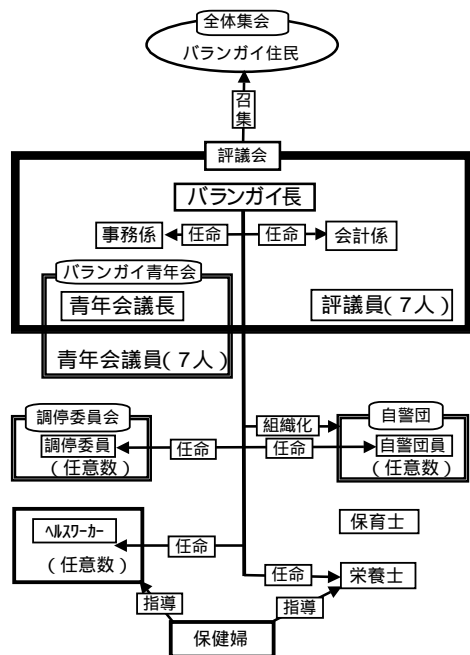
図1 フィリピンの地方政府単位



（出所）筆者作成。

niang Kabataan）、バランガイ全体集会（Barangay Assembly）から構成され、また役員としてヘルス・ワーカー（Barangay Health Worker/BHW）と栄養士（Barangay Nutrition Scholar/BNS）がおかれているが（図2）、役員や組織が、それぞれ単一の機能を分担するのではなくそれぞれの機能は

図2 バランガイ組織図



（出所）地方自治法から筆者作成。

補完的であり、第三にバラングイ長の権限が強く⁹⁾、第四に「任意政府 (Voluntary Government)」(大坪 1987 : 334) としての特質をもつ。

まず機能と役職者の規定について概観し一点目、二点目、三点目について明らかにしておく。行政機能を担当するのは、バラングイ長、事務係、会計係である。バラングイ長は契約の主体となることや、全体集会やバラングイ評議会の召集ならびに議長を務めること、すべてのバラングイ活動を監督する権限がある。事務係はバラングイ住民に関する記録の保持や評議会や議事録の作成、会計係はバラングイの財産の管理や予算書、財政報告書の作成などが、それぞれ主な任務である。保健・衛生活動については、町職員である保健婦の補助業務を保健ボランティアが担当する。

またバラングイ長、事務係、会計係と7人の評議員、青年会の議長によって構成されるバラングイ評議会も行政機能を担っている。その主なものは、農業や保健・衛生、福祉サービスの提供、バラングイ内の設備や道路などのインフラの管理、経費調達、その他必要な行政サービスの提供、麻薬・青少年犯罪の防止などの治安維持活動、さらには青少年の育成のためのスポーツ大会の実施する権限までをも定められている¹⁰⁾。評議会・バラングイ長に、必要に応じて自警団を組織する権限が与えられている。

次に立法機能であるが、これはバラングイ長、評議会ならびに全体集会が有する。評議会は条例の制定、条例違反者に対して罰金を徴収するなどの機能を有する。全体集会は、15歳以上の住民から構成され、地域住民のバラングイへの意思表示の場とな

る制度であるが、バラングイ活動報告予算案の承認などのほかに、条例改正への発議や条例案の提出が認められている。

司法機能の主体となるのは調停委員会であり、調停委員はバラングイ長によって任命される。バラングイに提訴できる訴訟ケースの内容については法律に規定がある¹¹⁾。手続きとしては、提訴された紛争はまずはバラングイ長と事務係の立会いのもとで話し合うことになり、ここで話し合いが終了しなかった場合にのみ調停委員をまじえた調停の手続きにうつる。上にみてきたように、バラングイ長がすべてのバラングイ活動にかかわる決定、監督する権限を有しているが司法制度においてもバラングイ長の権限の強さが確認できる。

以上のほかに15歳以上21歳未満の住民によって構成される青年会があり、青少年に必要な活動議案を評議会に提出やプロジェクトの実施が主な役割であり、経費獲得を目的とした活動も実施できるが、条例の制定権はない。また、バラングイ長やその他の役職者ごとに構成される連合組織が町、州レベルに設置されている。

バラングイの業務・活動を担う財源として、内国歳入配分 (Internal Revenue Allotment / IRA) の20%、不動産税・土地税の一部が政府から配分されている。また、バラングイ長と評議員ならびに青年会の議長と評議員は住民による公選であるが、それ以外の役員はバラングイ長による任命である。6ヶ月以上当該のバラングイに居住していれば立候補することが可能であり、公務員試験は課されず、居住歴以外の資格制限はない。役員には、バラングイの運営費から若干の手当てと交通費が支払われるのみで、

給与は支給されない。保健婦（Mid wife）ならびに保育士（Day care teacher）は町の職員であり給与は町政府から支払われるが、保育士に対してはバランガイが手当を支払うことになっている。

このようなバランガイ役員の特質、すなわち資格がないことや手当でしか支払われないなどの点から、大坪は、バランガイ役職者の仕事は「職業」とはいえず、「任意」で活動を行っているとする（大坪 1987：334）。つまり、バランガイ組織はその活動や業務のありようが役員の能力や資質などにゆだねられ、とりわけ役員個人の自発性に大きく左右されるということもできる。

事例村の概要と地域生活

調査地となったA村は、ラグナ（Laguna）州B町を構成する村落である。ラグナ州は農業が基幹産業であるが、近年経済発展の著しい州である。B町は州都や大学のある都市部に隣接する人口約4万人の町である。

A村バランガイは活発に活動を行っているバランガイとして知られており、バランガイ活動を観察できる頻度が多いことや、関連文書の保存状態が良いことから調査対象地として選択した。筆者は2000年11月から2001年12月にかけてA村のバランガイ長宅に住み込み、関連文書の収集¹²⁾と参与観察やアンケート調査¹³⁾、聞き取り調査を実施し2002年5月に追調査を行った。

A村の人口は、5267人（ラグナ州政府作成統計資料）で、A町を構成する17のバランガイのなかでは最大である¹⁴⁾。町役場や市場が所在し住宅地が集中する、町の中心部から近く、この町の中心部や、周辺の都市からの人口流入が相次いでおり人口増加率は町

のなかでもっとも高い。住民層はA村出身者が多数を占めるものの、宅地を購入してA村に移り住んだ住民や、付近の都市部に職を得るためや、農業労働者として村内に非合法居住している住民があり、他村出身者が人口の半数程度を占めている。

A村の全面積は61万ヘクタール余りで、下位単位としてブロック（purok）と呼ばれる6つの区に分割されている。米作、ココナツ栽培、ランブタンやかんきつ類などの果樹栽培がさかんである。農業に従事する住民は割合としては多いが、減少傾向にある¹⁵⁾。村内には農地や宅地のほか、州立の植物園、グローブ生産工場、民間会社の運営による養鶏場がある。

このようにA村は、都市への移行しつつある村落社会であるが、A村の住民生活をおびやかす地域問題にはどのようなものがあるのであろうか。「バランガイにおいて何が問題ですか」という質問に対する回答は、そのほとんどが貧困・失業などの経済問題、治安維持についての問題、村内のインフラ整備に関する問題、環境問題に分類できる。

最も多くの住民がA村における地域問題としたのは、村内に失業者が多い、就業の機会がない、生活に必要なものが買えないなど、A村があまり発展しないなど貧困・失業問題であり、37.3%の住民が地域問題としてあげている。次に多かったのは、治安維持についての問題（30.2%）であり具体的には泥棒が多発している、けんかが多発するなどがあがっているが、特に多いのは麻薬常習者が村内にはびこっているとする回答で、回答者全体の18.3%が地域における問題であるとした。A村には特に問題なしとする回答が20.6%、道路や電気、水路などのインフラ

設備が十分でないとする回答が17.5%で、次に続くのが環境問題（13.5%）でごみが村内に放置されている、道路がごみで汚れている、雑草が多いなどが個別の回答にあがっている。

その他には、バラングイ政府の政策やサービスの実施の仕方（13.5%）に対して問題点や不足な点を指摘した回答や、わずかではあるが村落社会の人間関係やコミュニティの崩壊（6.4%）、教育問題（2.4%）その他農業、女性問題などを挙げた回答者もみられた。

バラングイの活動実態

1. A村バラングイ組織の概要

A村のバラングイ長は富農の息子で30代男性であり、1997年のバラングイ選挙で初当選し調査時点で一期目であった。評議員の属性を簡単にみると、農業関連の仕事についている40代から60代の男性が4人、銀行に勤める40代の男性、民間の宅配会社勤務の30代男性、飲料水の販売会社勤務の40代男性である。事務係は30代の男性、会計係は初期入村組の父親をもつ50代の男性である。

いずれの役職者も中上層以上に属する住民であり、持ち家層で定住志向が高く、事務係以外は村内に多くの親族や姻族を有する。「外来者（dayo）」と呼ばれる他村出身者でA村に親族も姻族も有しない住民は、バラングイ長や評議員に立候補しても選挙に勝つことができず、こうした役職に就くためには血縁的基盤が依然として必要であるといえる。

また、役員はすべて高卒以上の学歴を有しており大学を卒業した評議員が二人、事

務係と会計係はいずれも大卒である。バラングイ長は、首都圏の大学を卒業してエンジニアの資格を持っており、歴代のバラングイ長のなかではもっとも高い学歴を有する。A村住民の多くが、このバラングイ長の手腕を高く評価し、そしてこのバラングイ長が実績をあげている理由として、教育を身に付けていることを指摘する。またバラングイ長や評議員、事務や会計係に就任するためには一定程度の学歴が必要である、との認識は住民や役職者自身にもあり、学歴に加えて一部の役職者にマニラや都市部での職歴があることからみても、近年のバラングイ役職者に実務能力が要求されるようになってきているといえる。

役員の手当て額は、バラングイ長が3500ペソ、評議員ならびに書記・会計係3000ペソ、自警団員とヘルス・ワーカーは700ペソである。保育士はバラングイから支給される700ペソに比べて、町から2000ペソの給与が支給される。こうした手当て額からみても、バラングイから支給される手当てのみでは生活をしていくことは困難であり¹⁶⁾、ほかに収入源があるなど最低限の生活が保証されている者に限られる。こう考えるとバラングイ役職者は、地域の名誉職といった性質も備えており、「自発的政府」とされた特質がここにあらわれている。

評議会会議は、新地方政府法の規定どおりに1か月に2度開催されており、開催時には評議員はフィリピンの国民服であるパロン・タガログの着用が義務付けられている。これはA村のバラングイが始めたが、B町のほかのバラングイも模倣するようになったとのことである。役場には毎日評議員が交代で常駐することになっており、事務係は

ほぼ毎日出勤して住民票の発行などの業務を行い、会計係は必要に応じて役場に出勤していた。

2. A村の地域問題とバランガイ

(1) 貧困・福祉とインフラ整備

最も多くのA村住民が、地域問題としてあげた貧困問題に対して、バランガイはどのように対応しているのであろうか。A村の場合には、バランガイ独自の行政的活動はみられず、上位の自治体が「生計セミナー(Livelihood Seminar)」と呼ばれる、副収入の手段として貧困世帯に技術を習得させる研修事業をバランガイごとに実施していた¹⁷⁾。A村ではこうした研修はバランガイ役場で行われ、バランガイ役員は実施のための補助業務を担当していた。

以上のようなフォーマルな対応に対し、特に法律や条令で義務づけられていない以下のような独自の活動があった。まず、A村の評議会の活動で、村民が亡くなった場合に葬儀代を寄付する活動、またバランガイ長や評議員が個人の判断で貧困世帯へポケットマネーを手渡すという方法での貧困世帯への援助もたびたびみられた¹⁸⁾。

次にインフラの管理・維持機能についてみておこう。A村のバランガイが所有している施設の主なものは、バランガイホールと呼ばれる役場、バスケットボールコート(二面)、公共交通機関の停留所である。こうしたバランガイ所有施設と、敷地内に建っている小学校と保育所の建物や備品、農道や水路など農業関連施設、ならびに「バランガイ・ロード」と呼ばれる村道の管理を行うことが、A村のバランガイ評議会の任務である。

これらの施設の備品を購入し建物や水路は修理を行い、村道については、土を埋めたりコンクリート舗装をしたりして整備を行うことがバランガイの任務となる。またこれらの資金を確保し住民の希望を調整して、どの村道をいつ舗装するかを決めることが、具体的なバランガイ長や評議員の仕事である。村道整備は97年から毎年のように実施されている。ところで村道やその他のインフラ整備に必要な経費については、政治家や村内に居住する富裕層に寄付を依頼することが恒常化していた。

こうしたインフラの管理建設については、評議会会議で何度も議題としてとりあげられており、評議員も多くの時間を割いて関わっていた。また以上のような通常のインフラ管理業務に加えて、2001年には村道に名前をつけて道路標識を設置する事業が始まった。

(2) 医療・保健・衛生、農業と環境

A村には、週3回、保健婦が役場内の保健室で診察日を行う。バランガイで実施される医療・保健活動は、予防を目的としたもので、医薬品の配布、乳幼児や妊婦の診断、出産の補助である。A村では、5人の保健ボランティアが交代で保健婦の補助を行っていた。また栄養士は、乳幼児の体重測定、乳幼児の栄養状態を向上するための栄養指導を実施していた。

農業分野に関わる活動には、上述した農業環境の整備のほかに、ランブタンの仲買人へ徴税を義務づける条例の制定、町立農業事務所主催の農業関連プロジェクトの補助業務があった。具体的には、稲栽培技術の講習会、狂犬病予防接種の補助などがあった。

また、村内環境の美化についてはバヤニハン (bayanihan) と称する村内の清掃活動が、数ヶ月に一度の割合で定期的実施され、主として村内の中心に位置する国道や国道沿いの草刈やごみ拾いが行われていた。

(3) 治安維持、村落社会の統合

ここでは、麻薬問題、泥棒やけんかなどのバラングイ社会の治安を乱す問題にバラングイがいかに対処しているのか明らかにする。

まず、自警団の活動について触れておこう。自警団員は調査時点で15人いたが4班に分かれており、一班が一晩警備活動を担当し每晚実施されていた。夜7時から明け方4時ごろまでロンダ (ronda) と呼ばれる村内のパトロール活動が行われる。また、上述したようにバラングイには条例制定権があり、事件や犯罪を未然に防ぐために条例を制定することが可能であるが、A村の場合は2001年の5月ごろから未成年が帰宅する時間に制限をもうける条例の制定がはなしあわれ、2003年によく施行された。

さらに、村の治安を乱す刑事事件はいくつかの事件を除いてバラングイに提訴しなければならぬことは前述したがA村においては、近隣間の揉め事や傷害、暴力事件がバラングイで扱った訴訟のうちの約3割程度をしめており、そのほとんどが同意に至っているとされている。

ここで指摘しておきたいのは、バラングイ長や評議員がこうした揉め事の仲裁¹⁹⁾を、バラングイ制度に定められた手続きをとらずにたびたび行っていた²⁰⁾点である。また、バラングイに訴訟事件として届けられても、村長や評議員から説得され当事者同士で話し合うように勧められることや、まずバラ

ングイ長らの立会いもとで解決しなかった場合に限って、バラングイ法廷に事件として提訴することもよくあった。このような「非公式な」刑事的事件に限らず夫婦や親戚間のもめごと²¹⁾のような民事的な事件にも至っていた。このようにA村ではバラングイの制度外で紛争が処理される場合においても、紛争の仲裁に入るのは宗教者や長老などではなく、バラングイ長や評議員にその役割が期待されていた。

麻薬問題についても同様であり、A村での麻薬問題への主な対処法は、麻薬の入手経路を特定し常習者に麻薬を辞めるよう説得することであり、そのため常習者とされる人物や、彼らの関係者との話し合いがもたれるが、これは他の話し合いと異なり住民には知らされず実施され、役場には一切記録を残さない²²⁾。

村落社会の秩序維持の活動は、上述した貧困・福祉活動と同様に、バラングイ長と評議会が取り組むことが法律上に明文化されていることは上述したが、A村においては独自の政府プロジェクトは実施されず、フォーマル度の低い対応を行っていた。

(4) 娯楽・親睦

A村のスポーツ大会は、毎年4月に開催され、一ヶ月以上にわたってバスケットボールのトーナメント戦が行われる。参加希望者は、近隣に住む者や親戚同士でチームを結成し、役場に届け出る。大会に必要な経費は予算でまかなわれることもあるが、トロフィーやユニフォームの作成経費は、町議員や町長からの寄付によってまかなわれていた。

大会まで各チームは村落内の路上やバスケットボールコートで練習を行い、トーナ

メントが開始されると数百人の観客が毎晩のように押し寄せる。バランガイ長や評議員らは、バスケットボール大会は若者を麻薬から遠ざけるための有効な手段ととらえているが、このように地域住民にとっての重要な娯楽活動の一部ともなっていた。

バスケットボール大会の主催はバランガイ評議会と青年会であったが、青年会は他に5月の花祭り（Flores de Mayo）に実施されるイベントを主催していた。

最後に、バランガイと伝統的な祭祀行事であるフィエスタとの関わりをみておく。A村の二つの地区がそれぞれ別の守護聖人を奉納しており、このどちらの地区においても毎年フェステホス（festejos）と呼ばれる祭祀委員を選出し、祭祀委員会がフィエスタを主催している。A村のバランガイは両地区ともフィエスタの運営には直接関わらず、役場や用具の貸し出しなど協力にとどまっていた²³⁾。

3. 住民参加機能、仲介機能、集票機能

以上バランガイが地域課題にどのように関わっているかを述べてきたが、ここではこうした活動を実施するために必要な機能、住民のバランガイ活動への参加機能、一般住民となどの外部機関との仲介機能、また選挙時の集票機能について明らかにしておく。

上述したようにバランガイ活動や行政への、一般住民層を参加させる機能をもつのは全体集会である。A村の全体集会は筆者が滞在している一年間に2度開催され、いずれも年間の活動報告と財政報告が行われ、意見交換がなされた。

第一回目の全体集会の参加者は35人、二

回目は44人であり（二回とも役員を含む人数）、全人口の1%も満たない。しかしながら、歴代のバランガイ長など地域社会にとって影響力をもつ人物が参加し、また住民もバランガイ活動や運営に関して積極的に発言し²⁴⁾住民がバランガイ活動に意思表示を行う場として、一定程度機能しているといえるであろう。

次に外部機関への仲介機能について確認しておこう。筆者が観察したのは、バランガイ長がけがの治療費の払えない村民を国会議員に紹介し、本人の治療費支援依頼の手助けであったが、このように個人の利益のために政治家などを紹介する活動は、A村でもたびたび行われていたが、仲介機能は質的に変化してきているといえる。具体的にみておこう。

まず一点目の変化は、地域住民と町長や国会議員などの政治家ばかりでなく、NGOや企業などへも仲介するようになってきている。NGOのプロジェクト説明会参加の呼びかけ（9月）、労働党主催のメーデーの先進者参加者の募集（4月）、企業によるマーケティング調査の対象者の紹介（9月）などが主なものである。

具体的な仲介の内容をみておこう。2000年の11月頃、水道の配水の具合が悪いことがあり、バランガイ長と評議員3人が水道会社に足を運んで直接担当者に訴えた。

かねてから、教会はA村フィエスタの開催日が、聖書に記されている正しい守護聖人の誕生日と異なることを根拠に、フィエスタ日程変更を要請していたが、一方多くの住民が、これまでの開催日になじみがあるため変更を反対していた。2002年4月に住民と教会との間で祭祀行事の実施日変更

ついて話し合う機会が設けられた。バラングイ長は話し合いの日程を設定し、また話し合いに参加するように住民側へ呼びかけるなどし、住民側と教会の間に入って交渉した。また1980年代後半、A村の敷地内に設置予定であった工場の建設の反対運動にバラングイが主体となったこともあったという。

以上のような事実から、個人の利益を代弁するばかりではなく、住民の総意を上位の自治体や外部機関に伝える役割を担うようになってきていること、またこれまでのように、住民を外部機関に紹介するあるいは逆に外部機関を住民に紹介する、といったものから、両者の利害を調整し、あるいは必要に応じて外部機関に「圧力」をかける、といったようなより重要で積極的な役割をバラングイが担うようになってきているといえる。

最後に集票機能を確認しておく。2001年5月に統一地方選挙が実施されたが、バラングイ長、評議員その他の役員が、町長や州知事の候補者支援団体の支部リーダー²⁵⁾を務めた。

4. 財政について

バラングイ活動を支える資金は、毎年8割近くを国からの配分金である内国歳入分が占めており、不動産税や証明書の発行手数料などの自己財源による収入はごくわずかである²⁶⁾。また寄付の割合も大きく、政府の外郭団体であるフィリピン娯楽協会から自己財源をうわまわる額の寄付金を得ていることが報告²⁷⁾されている。前述したスポーツ大会の実施やインフラの改修ごとに集められる寄付金については記載されていない

が、実際にはバラングイの収入は大部分を寄付金などに頼っていると考えられ、集金活動はA村でも活発であった。

支出構造をみておこう。13%が青年会に割り当てられ、役員への謝礼金などの運営費が37%を占めており役場の維持費が19%、備品費が5%、旅費が3.7%となっており、繰越金のほかその他雑費も含めて差し引くと、実際のプロジェクト経費として2.5%が割り当てられる。

各プロジェクトの配分が明らかになる支出報告は存在しないが、評議会に配布された予算計画が参考になる。この計画書をみるとほとんどがインフラ整備にあてられており村道と水路の整備に多額の予算が振り当てられている²⁸⁾。以上までのA村バラングイ機能についての記述と、本文中で触れることができなかった活動を別表1にまとめた。

地域住民のバラングイ活動との関わりと住民意識

バラングイ活動に住民はどのように関わり、どのように評価しているのであろうか。以下筆者が行ったアンケート調査の結果を検討する。なお、アンケート調査実施の概要については、[節](#)を参照されたい。

1. 住民のバラングイ活動への参加

本人あるいは自分の家族がなんらかの形でバラングイ活動に参加したことがある、と答えた回答者は、全体の44.4%にあたる。参加したことがある活動の内容をみると、スポーツ大会がもっとも多く、次にバラングイ組織主催のセミナーと答えた多い(表2-1)

表1 A村バラングアの活動

分類	種類	フォーマル機能					インフォーマル機能
		行政的活動	立法的活動	活動内容 上位自治体の 補完活動	司法的活動	その他、 非公式的活動	
対住民生活	貧困・福祉			町・州政府主催の 生計セミナー実施 補助		役員のポケットマネーによる個人的支援、貧困住民の政治家や富裕層への紹介と財政的援助の口ぞえ、村民の葬儀への寄付	
	インフラ設備の管理・建設	村内の小学校、保育所の建物・設備の整備、村道・水路・水道ポンプの管理と整備、そのための必要経費の獲得		国道の管理と補修			
	医療・保健	保健ボランティアによる保健婦の補助、栄養士の栄養指導などのプロジェクト		検死を実施するための医師の同行			
	農業		果物仲買人への徴税に関する条例	町立農業事務所によるプロジェクトの実施補助、その他のNGOと住民への仲介、農業協同組合への協力			
	環境維持	村の共同清掃		ごみ収集業務の補助、国道の清掃			
	教育	小学校、保育園の設備の維持、バラングア役場の図書室の管理、コンピュータの貸与					
	治安維持・村落社会の統合	評議会による自警団の組織化、自警団によるパトロール	外部からの侵入者に関する条例の制定、村内のビリヤード施設・賭博場などの営業時間の規制に関する条例	麻薬常習者の医療機関への紹介、警察などの麻薬取り組みの業務補助	バラングア司法制度を利用した刑事的・民事的問題の解決	麻薬常習者へ非公開の聞き取りならびに説得、バラングアイ長・評議員による話し合いの仲裁	
	娯楽・親睦	スポーツ大会の実施、青年会による5月の花祭りなどイベントの実施					祭祀行事(フィエスタ)への協力
	公証行政に関わる業務・活動	納税証明書・居住証明書の発行、人口統計の作成		選挙人名簿への登録の呼びかけなど上位自治体への情報提供、町登録局の統計作成への協力			
	その他	隣村との境界線に関する話し合い、営業税・住民税の徴収、村内の自営業・娯楽施設の営業許可の発行、建造物の建設許可の発行	バラングア役員の勤務に関する規約の制定				
その他	住民参加機能	全体集会	全体集会				
	必要経費・活動資金の確保	各種証明書の発行手数料の徴収、政治家・資産家への寄付の依頼					地方選挙の運動員(集票機能)
	外部機関と住民との仲介	連合組織を通じた上位自治体への住民総意の提出					NGO・民間企業への住民の紹介、住民への紹介、水道会社への陳情、教会との話し合いの調整、工場建設の反対運動

(出所)フィールドノートより筆者作成。

表2-1 参加したバラングイ活動の種類

	度数	割合
スポーツ大会	33	58.9%
その他のセミナー	18	32.1%
生計手段獲得のセミナー	15	26.8%
共同清掃	2	3.6%
合計	68	121.4%

(出所)筆者作成。
(注記)単位は人。複数回答。

2. バラングイから受けた援助やサービス

上述したように、バラングイ活動への参加が約半数なのに対して、バラングイ組織から助けてもらった、行政サービスを受けたことがあると答えたのは全体の88.1%になり、回答者のほとんどがなんらかの形でバラングイから援助を受けている、としている。

表2-2 バラングイから受けた援助やサービス

	度数	割合
1.医療・保健の行政サービス	95	85.6%
2.バラングイにある道具や設備を借りる	38	34.2%
3.話し合いの仲裁	36	32.4%
4.バラングイ裁判 (制度を利用した話し合い)	35	31.5%
5.個人的な借金	9	8.1%
その他	29	26.1%
合計	242	218.0%

(出所)筆者作成。
(注記)単位は人。複数回答。

もっとも多くの回答は、医療や保健などの行政サービスの授与である。また、バラングイの道具や施設を借りたことがある、個人的な借金の申し込みなど法律の規定外での活動をあげた回答者もいた。また、上述したように、バラングイ制度を利用しないで話し合いの仲裁に入ってもらった回答と、司法制度を利用してのバラングイ法廷での話し合いをあげた回答者は同じ割合であった(表2-2)。

3. バラングイ組織の役割

A村が発展するためにバラングイがすべきことがあると答えた回答者は、全体の91%にのぼる。表2-3はA村が発展するために何をすべきか、という質問に対し自由回答を筆者が分類したものである。

表2-3 バラングイに期待すること

	度数	割合
1.インフラ設備	50	43.9%
2.貧困問題、失業者への仕事 斡旋など	24	21.1%
3.治安維持(賭け事への対策 を含む)	21	18.4%
4.麻薬問題	16	14.0%
5.発展一般に関わる問題の 解決	15	13.2%
6.村を清潔にする、清掃	10	8.8%
7.ごみ問題	8	7.0%
8.健康と栄養問題	7	6.1%
9.教育問題	5	4.4%
10.農業の発展	4	3.5%
11.青年のマナーの問題	2	1.8%
12.バラングイへの提案	26	22.8%
13.貧しい人、住民を支援する	5	4.4%
14.役員次第、彼らにまかせる	3	2.6%
15.その他	5	4.4%
合計	201	132.5%

(出所)筆者作成。
(注記)単位は人。複数回答。

バラングイの行政的活動の中でも、インフラ整備に重点がおかれていることは前節で述べたが、住民の回答の中でも、水路・乗り合いジープや二輪車の停留所、村道などのインフラ整備を期待する回答が多くを占めた。その他に分類した回答のうち、少数ではあるが、祭祀委員会への協力、乗り合い二輪車のドライバー組合などへの住民組織の協力などの回答が含まれる。

考察と展望 - インフォーマル機能からフォーマル機能への変容

以上までの議論をまずここで総括してお

こう。

スペイン統治下に設置されたバリオは、50年代に評議会がおかれ balan gay の原型となった。70年代のマルコス期においては、住民動員の単位となるとともに、それまでインフォーマルな機能であった政治家などへの寄付の依頼する集金活動と、揉め事の仲裁を行う機能が法制度にもりこまれフォーマル機能となり、balan gay がこの時期に三権にまたがる機能を有することになった。また、ポストマルコス期は、政府からの割り当て金の増加など、財政構造に安定化をもたらす措置がとられるとともに、医療・保健サービスの業務を負担するなど主として行政的な活動を中心にその機能を拡大させている。

このように「分権化」推進政策のもと拡大されてきた balan gay の制度的機能は、A村においても住民生活に貢献しており、とりわけインフラ設備の管理・建設機能、治安維持機能は住民からの期待も大きく、保健活動はサービスの提供に効果をあげている。

A村 balan gay のインフォーマルな機能には、祭祀行事に関わる機能や仲介、上位自治体の選挙の集票機能がみられた。また村落社会に発生する揉め事や麻薬問題に対しては、balan gay 制度を利用したのもあれば、「フォーマルで非公式な機能」ともいふべき balan gay が対応することは定められているが詳細な規定のない役職者による個人的対応もみられ、こちらも活発であった。いずれにせよ、balan gay 組織は、地域住民からあらゆる地域課題の解決が期待され、フィリピン地域社会における基底組織といえ、住民生活の質向上は balan gay

の存在をなくしては実現し得ないであろう。

外部機関と上位の自治体と住民との間を仲介する機能については、住民を外部機関に紹介するあるいは政治家などを住民に紹介するといった役割から、住民の総意を伝達する、時には外部機関に対して圧力をかけ、あるいは両者の利害を調整するといった、より重要な役割を担うようになってきている。

事例村では、balan gay 長などが依然として村落祭祀行事に関わる機能や村落社会の人間関係を調整する社会的機能や、仲介機能などのインフォーマル機能を果たしてきている。そのため、balan gay 長や評議員は、いずれも血縁基盤を村落に有しA村に家を有して定住しているなどの条件を持つコミュニティ・リーダーである必要があった。

フィリピンを始めとする東南アジア社会においては、相互扶助は「パトロン・クライアント関係」などの「二者間関係」を単位として慣行化されてきており、こうした特質をもつ社会においては、血縁関係など多くの人的ネットワークを有するコミュニティ・リーダーが地域社会に点在している（中根 1996 : 281 - 313）。

このようなコミュニティ・リーダーが balan gay の役職者に就任し、そして祭祀活動の支援などの伝統的機能、揉め事の仲裁などの機能を担うようになって、バリオや balan gay 制度は、地域住民の生活に浸透し balan gay の区域は balan gay 組織を基底として、地域社会としてのまとまりをなしてきたといえるのである。さらにこれまで制度化されていなかったインフォーマルな活動が制度化されることによって、バラ

ンガイ組織はますます住民生活に定着していく。

こうしたバラングイ機能のフォーマル化について、シリマン (Siillimann) は、バラングイ司法制度の導入を通じて、それまで政府の範囲外に行われていた「インフォーマルな紛争解決」を国家の支配下におき地域住民を掌握しようとしていると批判する (Silliman 1984 : 284)。しかしながらこうした過程によって、地域住民は自らの生活を維持・向上するために上位の自治体や外部機関へ支援を依頼し、またそれらへ意思を表出させるチャンネルを得ることになる。バラングイの役職者が担ってきた仲介機能である。

バラングイ組織自体は、住民の自主性とは無関係なところで設置されたものであるが、地域住民が自らの生活を維持あるいは向上するためにこれを運用しそしてバラングイ組織も住民のニーズを満たすための機能を果たしてきたといえ、この意味においてバラングイは「住民自治組織」とされてきたのである。

次に指摘しておきたいのは、バラングイのフォーマル機能が拡大することによって、バラングイ組織の官僚的特質が高まりバラングイの組織構造が「フォーマル化」しつつある点である。上述のようにバラングイの業務や活動は増加しており、バラングイ制度も複雑化している。法律の規定に従ってこれらを忠実に実行しようとするれば、役職者は法制度を理解するための学力や、高度な事務処理の能力が必要となる。先に述べたように役職者に高学歴層が選ばれる傾向が強まっているのは、こうしたフォーマル機能の拡大のためである。

また、バラングイ組織の外部機関との仲介機能の変化もバラングイ長や評議員に実務能力が必要になっている要因でありバラングイ住民に対して、地方有力者を紹介するのみの従来の単純な役割と比べて、知識や経験、能力などが必要となるからである。

分権化推進のもと、今後いっそうバラングイ組織に権限や業務が担わされることになり、バラングイ機能はより一層増大し法制度にもりこまれていくことに間違いなく、バラングイ組織のフォーマル化はいっそう進むであろう。そうした場合、バラングイのインフォーマル機能はいかに変化していくのであろうか。

バラングイのインフォーマルな機能は NGO、PO (Peoples Organization) と称される他の住民組織にいかに移行していくのであろうか、またバラングイ組織は州や町などどのようにして政府的な役割、フォーマル機能を分担していくのか。このようなバラングイ組織と、住民組織や政府組織との関係、そしてこれらの組織に人々がいかに関わりどのような機能を果たしていくのか、その様相を記述することは、フィリピン地域社会の変容を明らかにすることに繋がり、これまでフィリピン地域研究においてほとんど取り上げられることのなかった研究テーマである。今後の筆者の課題としたい。

注

- 1) バラングイと町内会との類似性を指摘した中村八朗 (中村 1976) や中川剛 (中川 1980) の論考をうけて、大坪省三らが首都圏のバラングイ活動を詳細に記述し (大坪・池田・芳賀 1984、大坪・池田 1984など)、町内会の役割を土地、建設

- 環境、景観、地域社会の維持に必要な行事や社会関係の管理と主張する中田実ら「地域共同管理論」の論者によっても、住民組織の国際比較という観点からその活動実態が明らかにされている（中野・長坂 2000）。
- 2) バランガイの法制度の規定を明らかにしたアイソンら（Ayson & Abletz 1994）やパウティスタ（Bautista, 1996）、関連法の施行状況を活動実態にもとづいて明らかにしたアルレッド（Allred 1962）やヴィリヤヌエバ（Villanueva 1968）などの研究がある。
 - 3) バランガイが実施主体となる保健プロジェクトのひとつ「医薬品回転資金」を社会的に評価した（関 2002）などの研究がある。
 - 4) この点については、バランガイの地域課題の解決主体として積極的に評価する見解が多い。たとえば、長坂らは、調査を実施した2箇所のバランガイ活動の内容に違いがみられるのは、地域が直面する諸課題を反映しているからであるとする（長坂・中野 2000：110）。
 - 5) パトロン（patron）と呼ばれる守護聖人の誕生日を祝うものである。
 - 6) このような社会的機能を有する点や、こうした機能がいわゆる欧米的・近代的な行政組織の機能としがたい点などが、バランガイが町内会に類似する住民組織とされた理由であると考えられる。中村や中川は、バランガイが町内会と同様に自然発生的な組織とし、これらをアジア共通の文化として捉えようとしているようであるが（中村 1994：100 - 103；中川 1987：1 - 10など）制度面への検討が不十分であり、彼らの指摘以降これを実証した研究はない。しかしながら彼らの論考特に中川の著作が、アジアにおける町内会類似組織の比較という新たな研究領域を開拓した功績は、否定されるものではない。
 - 7) 本節は、Local Government Code 1991（共和国法7160号）ほか、大坪・池田（1987：170-228）、片山（1994）、長坂（1998）、Ayson & Abletz（1994：5 - 15, 139-155）、Bautista（1997）を参照にした。
 - 8) 戒厳令が布告された同年1972年に発布された大統領令86号において、バリオなどの末端の行政単位の市民総会を設置することが定められている。翌73年に市民総会をバランガイ総会と名称変更する大統領令86A号が出され、さらに1974年の大統領令557号で、すべてのバリオがバランガイと変更された。
 - 9) 以上のバランガイの特質の指摘と、バランガイの三権と役員、組織の対応関係については長坂（1998：89-91）による。
 - 10) 第3巻第3章389項にバランガイ長、同第4章391項・392項に評議会、同第5章394項書記係、395項に会計係それぞれの権限、業務と機能が定められている。また同第7章の405項の規定は司法制度の機能、同第8章426項は青年会の機能についての条項である。
 - 11) 例えば、5000ペソ以上の罰金を科される刑事事件はバランガイには提訴できない。
 - 12) 97年から2000年までの活動報告書と、2001年度の活動計画書、2000年11月から1年間の評議会と全体集会の議事録である。
 - 13) A村に居住する823人の世帯主から、住民台帳を用いて系統抽出法によって139人を抽出し、全体の90.6%にあたる126人から回答を得た。この調査は2001年の6月に実施し、対象者宅に訪問、調査票をもとに聞き取りを実施した。
 - 14) ラグナ州を構成する674バランガイのうち、5000人規模のもの19個しかなく、またラグナ中のなかでバランガイに居住する人口の平均は620人である（Census of Population and Housing NSO <http://www.census.gov.ph/> ダウンロード日2002年3月21日）。

フィリピンの住民自治組織・バラングイの機能と地域社会

- 15) 2000年度のバラングイ作成資料によれば、815人の世帯主のうち被雇用者215人、建設労働者155人、海外出稼ぎ者143人、自営業132人、農業労働者80人、小作または自作農42人などとなっている。
- 16) ラグナ州が位置する第5地域の一帯あたりの平均収入額は約13,500ペソ（NSOの統計から算出、引用は<http://www.t-macs.com/kiso/eco/data/34.htm>による。ダウンロード日2003年12月3日）であり手当て額はこれを大きく下回る。
- 17) 筆者が観察したのは、州立科学技術省の主催による和紙の作成、屋台で販売するためのお菓子の作り方（いずれも2000年11月に実施）、町立保健局による生花ブーケの作り方（2001年8月）についてのセミナーである。
- 18) 農業労働者の集住地区に居住する若い女性が、バラングイ長宅にやってきて親の治療費の援助を願い出て、バラングイ長がすぐにお金を手渡した。
- 19) ここでいう「仲裁」は、バラングイ役員の紛争解決における本文で明らかにした役割を意味した日常語umawat を訳したものである。制度上には「調停」「和解」「仲裁」があるが（知花 2003：210）、ここで「仲裁」というときにはこうした手続き上の区別は行っていない。
- 20) 住民が突然バラングイ長宅に訪ねてきてバラングイ長を呼び出し、けんかや揉め事の仲裁の依頼を依頼することが頻繁にあり、筆者は、こうした仲裁依頼の場面に何度か立ち会うことがあった。仲裁が依頼されるのはもめごとが終了してからのときもあったし、まだ終了していないときもあった。
- 21) 筆者が観察したバラングイ制度によらず解決された揉め事は以下。同居している家族と、いさかきをおこした老人が役場に突然飛び込んでくるといふ事件があり、その日役場に駐在していた評議員が、彼を探しにやってきた家族とその場で話し合わせた。親戚同士の揉め事があった翌日に、評議員二人とバラングイ長が親戚宅を訪れ和解するよう説得した。
- 22) 調査期間中、このようなオフレコにされた話し合いは、麻薬の常習に関わるもののほか、親類の女子へ性的いたづらをしたとして嫌疑がかけられている男性の事件などであった。
- 23) 9月に実施された祭祀委員会のミーティングで、評議員とバラングイ長が祭祀委員のミーティングを行う場所の提供など協力を約束している。
- 24) 2001年11月に開催された全体集会では、村内に住む若者の帰宅時間を制限することが住民から提案されたが、これがのちの条約制定を早める要因になったと考えられる。
- 25) バラングイ長が州知事候補の支援団体・町支部の選挙運動員、同じ候補者のバラングイ支部リーダーはバラングイ評議員であった。
- 26) 2000年収入額926,641ペソのうち、内国歳入分がしめる割合は79.8%である。
- 27) 2000年度では、不動産税収入が8.7%、証明書手数料が0.5%であるのに対し、フィリピン娯楽協会からの寄付金は10.8%を占める。また町からの支援金として10万ペソ（10.8%）が支給されている。
- 28) 予算項目と割り当てられる金額は以下のようになっていた。村道・水路の維持費・道路の舗装のための土やコンクリートなどの材料費、役場の維持費、バラングイ保健局の薬品代がそれぞれ30,000ペソ、停留所の建設・維持費、ごみ収集車の購入費がそれぞれ20,000ペソ、バラングイ保健室の維持費18,000ペソ、生計プロジェクト15,000ペソ、農業プロジェクト10,000ペソ、乳幼児の栄養指導プロジェクト7,000ペソ、清掃・美化活動5,000ペソ。

参考文献

大坪省三・池田正敏・芳賀正明．1983．「フィリピン

- における住民組織の構造と機能 - フィリピンにおける地域社会生活の諸側面』『東洋大学昭和57年度特別課題研究報告書』.
- 大坪省三・池田正敏. 1987. 「フィリピンのバランガイ：町内会類似際末端地方政府と住民生活」大田勇・大坪省三・前田尚美編『東南アジアの地域社会：その政治・文化と居住環境』東洋大学:157-341.
- 大坪省三. 2001. 「都市中間層のコミュニティと地方自治」大阪市立大学経済研究所監修中西徹・小玉徹・新津晃一編『アジアの大都市(4) マニラ』日本評論社：219-244.
- 片山裕. 1994. 「警察官の犯罪 - フィリピンの警察制度にみる中央 = 地方関係」『国際協力論集』2(1)：141-166.
- 菊地美代志.(1990)1994. 「町内会の機能」倉沢進・秋元律郎編『町内会と地域集団』ミネルヴァ書房：217-233.
- 関なおみ. 2002. 「フィリピンみられた医薬品回転資金 (Drug Revolving Fund) プログラムの社会学的分析」『国際開発研究』11(2)：269-281.
- 知花いづみ. 2003. 「フィリピンにおけるバランガイ司法制度」小林昌之・今泉慎也『アジア諸国の紛争処理制度』アジア経済研究所：201-223.
- 中川剛. 1980. 「フィリピンのグラスルーツ」『自治研究』56(1)：32-43.
- 中川剛. 1980. 『町内会 - 日本人の自治感覚』中公新書.
- 中川剛.(1983)1987. 『海洋型アジア文化の基層』勁草書房.
- 長坂格・中野伸一. 2000. 「フィリピン」『世界の住民組織 - アジアと欧米の国際比較』自治体研究社：90-112.
- 長坂格. 1998. 「フィリピンにおけるバランガイの形成 - フィリピン地域社会研究の一視点」神戸大学社会学研究会『社会学雑誌』15：88-106.
- 中根千枝.(1987)1996. 『社会人類学 - アジア諸社会の考察』東京大学出版会。
- 中村八朗.(1990)1994. 「文化型としての町内会」倉沢進・秋元律郎編『町内会と地域集団』ミネルヴァ書房：62-108.
- 西尾勝. 2000. 『行政の活動』有斐閣.
- 二宮哲雄. 1984. 「フィリピンのバランガイと日本の部落会・町内会の比較研究 住民組織の国際比較」『社会データの国際比較についての研究』上智大学国際関係研究所：181-188.
- Abueva, Jose V. 1959. *Focus on the Barrio: The Story Behind the Birth of the Philippine Community Development Program Under President Ramon Magsaysay*. Quezon City: Institute of Philippine Public Administration. University of the Philippines.
- Agbayani, Jose A. and Simpas, Santiago S. 1962. *The Structure and Administration of Barrio Government (mimeo)* Laguna: Social Research Division, UP College of Agriculture.
- Allred, Wells M. 1962. *An Evaluation among Demonstration of the implementation of the Barrio Charter of the Philippines*. Quezon City: Community Development Council University of the Philippines.
- Ayson, Florentino G. and Abletsh, Jose P. 1985. *Barangay: Its Operations & Organization*. Metro Manila: National Book Store.
- Ayson, Florentino G. and Abletsh, Jose P. 1994. *Barangay: Its Operations & Organization. Fourth Editon*. Metro Manila: National Book Store.
- Bautista, Victoria A. 1997. "Reconstructing the Functions of Government: The Case of Primary Health Care in the Philippines". *Philippine Journal of Public Administration* 40 (3&4) : 231-247
- Hollnsteiner, Mary R. 1963. *The Dynamics of Power in a Philippine Municipality*. Quezon City: Com-

フィリピンの住民自治組織・バラングイの機能と地域社会

munity Development Reaserch Council, University of the Philippines.

Silliman, Sidney G. 1985. "A political Analysis of the Philippines' Katarungang Pambarangay System of Informal Justice through Mediation". *Law & Society Review*.19 (2) : 188-199.

Villanueva, Buenaventra M. (1959) 1968. *The Barrio and Self- Government: A Critical Study of the competence of Barrio Citizens to Conduct Self-Government*. Manila: Community Development Research Council, University of the Philippines.